

# 神奈川県県営団地用汚水処理場取扱要綱

## (目 的)

- 1 この要綱は、県営団地内のし尿を含む汚水を衛生的に処理し、もって公害の防止を図るために設置した汚水処理場の運営管理について、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 汚水処理場

し尿を含む汚水を最終的に処理して河川その他の公共の水域に放流するために、下水道の施設として設けられた処理施設、及びこれを補完する施設をいう。

### (2) 利 用 者

県営住宅入居者以外の者で、当該汚水処理場とその補完施設を利用することについて住宅営繕事務所長の承認を受けた者をいう。

### (3) 排 水 管

県営団地道路以外に利用者が設置した、し尿を含む汚水を排水する管をいう。

### (4) 下 水 道

県営団地道路にある下水管であって、汚水処理場に接続しているものをいう。

## (汚水処理場の委託管理)

- 3 県営団地内等を対象として設置した汚水処理場はその施設の目的を効果的に達成するため、当該施設の一部又は全部の管理を、別に定める汚水処理場維持管理業務要領により県以外の者に委託することができる。

## (利用の承認)

- 4 汚水処理場及び補完施設を利用しようとするときは、あらかじめ住宅営繕事務所長の承認を受けさせ（第1号様式）、前項の規定により県以外の者に管理を委託したときは、管理を受けた者（以下「受託者」という。）に住宅営繕事務所長から利用することを承認されたむね届けさせるものとする。（第2号様式）

## (承認の条件)

- 5 前項の規定により利用することを承認する場合には、次の条件をつけるものとする。
  - (1) 利用者に毎年2回以上排水管の掃除、及びしゅんせつを行わせること。
  - (2) 次の各号の一に該当する場合には排水管からの下水道への流入を禁止し、もしくは制限し、又は特別の施設を作らせること。
    - ア 下水道を破損し、又は破損するおそれがあるとき。
    - イ 下水道の流通を阻害し、又は阻害するおそれがあるとき。
    - ウ 人畜に危害があると認めるとき。
    - エ 処理経費を支払わないとき。
- (3) 汚水を雨水溝（道路側溝その他）へ、及び雨水を污水管へ流さないこと。

- (4) 利用者が汚水処理場及びその補完施設の利用を開始し、もしくは休止し、又は廃止するときには、住宅営繕事務所長の承認を受けさせ(第3号様式) 受託者にもそのむね届け出させること。(第4号様式)
- (5) 利用者に、汚水処理場及びその補完施設の維持に要する経費を負担させること。
- (6) 利用者に、住宅営繕事務所長が必要とするときは、汚水処理に必要な経費の算定に必要な資料を提出させること。
- (7) 利用者に、自己の施設及びその施設の管理方法等について住宅営繕事務所長から必要な処置を命令されたときはそれに従わせること。

#### **(汚水処理経費の負担)**

- 6 利用者は、汚水処理経費を負担するものとする。ただし県営住宅入居者については、県が負担する。

#### **(汚水処理経費の算定基準)**

- 7 利用者の負担する汚水処理の経費は、人員、業種、その他を考慮して決定するものとする。

#### **(利用の継続)**

- 8 汚水処理場及びその補完施設の利用に際して、休止又は廃止の届け出をしないときは、これを利用しているとみなす。

#### **(無断使用の場合の措置)**

- 9 利用者の変更し、又は新しい利用者が住宅営繕事務所長の承認を得ないで汚水処理場及びその補完施設を使用した場合は、承認をうけさせるとともに、使用開始のときから汚水処理の経費を負担させるものとする。

#### **(委 任)**

- 9 前各項に定めるもののほか必要な事項は住宅営繕事務所長が定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和42年6月1日から施行する。

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

県営 団地用汚水処理場等施設利用承認申請書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
(会社等は名称及び代表者名)

別添図面のとおり、私所有の排水管を県有下水管に接続し、汚水処理場の利用の承認を申請します。

1 汚水排出の建物の所在地

2 建物内の汚水排出ヶ所

便 所	ヶ所
台 所	ヶ所
浴 場	ヶ所
その他	ヶ所

3 建築用途及び建築面積

4 店舗関係の場合は営業の用途に供する部分の床面積

5 利用開始予定年月日 年 月 日

県営 団地用汚水処理場等施設の利用承認届

年 月 日

殿

利用承認者

住 所

氏 名

(会社等は名称及び代表者名)

別添写しのとおり、神奈川県住宅営繕事務所長より、県営 団地用汚水処理場及びその補完施設を利用することを承認されましたので届け出します。

1 汚水排出の建物の所在地

2 建物内の汚水排出ヶ所

便 所	ヶ所
台 所	ヶ所
浴 場	ヶ所
その他	ヶ所

3 業 種

4 家族人員（個人住宅以外については常時使用する人員） 名

5 利用開始年月日 年 月 日

第3号様式

県営 団地用污水处理場等施設  
の利用廃止（休止）承認申請書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

申 請 者  
住 所  
氏 名  
(会社等は名称及び代表者名)

下記の理由により污水处理場及びその補完施設の利用を廃止（休止）したいので、承認を申請します。

1 理 由

2 廃止年月日 年 月 日

3 休止年月日 年 月 日から 年 月 日まで

第4号様式

県営

団地用汚水処理場等施設の利用開始等届出書

年 月 日

殿

利 用 者

住 所

氏 名

(会社等は名称及び代表者名)

下記のとおり汚水処理場及びその補完施設の利用を開始、廃止、休止することを神奈川県住宅営繕事務所長より承認されたので承認書の写しを添えて届け出ます。

利用開始年月日 年 月 日

利用廃止年月日 年 月 日

利用休止年月日 年 月 日から 年 月 日まで